

議 第 203 号
令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市手数料条例(昭和 25 年告示第 20 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「第 5 号」とあるのは「第 5 号、第 10 号」と、「200 円」とあるのは「10 円」とする。

第 2 条 熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

(提出理由)

個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して証明書等の交付を行う場合における手数料について、当分の間、その減額を拡大するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。